

がれき類等の破碎施設を有する事業者 様

長野県環境部長

石綿含有建材等の処理に係る対策の強化について(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 号トに定める廃石綿等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 7 条の 2 の 3 に定める石綿含有産業廃棄物(以下、単に「石綿含有産業廃棄物」という。)の処理については、「石綿含有廃棄物等の適正処理について」(平成 23 年 3 月 31 日付け環廃対発第 110331001 号ほか環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長ほか連名通知)に基づいて適正に行われているものと承知していますが、今般、別添新聞記事にもあるとおり、北陸新幹線(長野経由)の長野ー軽井沢間に防音壁として設置されていた押出成形セメント板に石綿が含有されていたにも関わらず、それを今年 6 月まで知らずに交換工事が行われて不適正に排出され、県内の廃棄物処理業者において不適正な処理(破碎処理)が行われていたことが判明しました。

石綿含有建材(石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する建材を指し、大気汚染防止法施行令第 3 条の 3 第 1 号に定める吹付け石綿及び同条第 2 号に定める石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除く。「アスベスト含有建材」と同じ。)を含む建築物の解体工事については「既存建築物における吹付けアスベスト及びアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る実施要領」(平成 18 年 9 月 29 日付け 18 地環第 235 号ほか生活環境部長、住宅部長通知。以下「実施要領」という。)により、石綿含有建材の適正撤去・処分及び届出が行われているところですが、本件は、実施要領に定める建築物等(建築基準法第 2 条に定める「建築物」及び「工作物」をいう。)に当たらないため、解体に当たって実施要領に基づく届出が行われませんでした。

その点で特殊な事例ではありますが、このような事例が他にも発生する可能性はありますので、下記に留意の上、石綿含有産業廃棄物の適正処理の徹底をお願いします。

記

1 がれき類の処理受託時

実施要領に定める製品名を参考に、事前に排出者への聴取、現物確認等により石綿含有建材の有無を確認する。

石綿含有建材が含まれている場合において、適正に処理することができる業者にあつては石綿含有産業廃棄物と他のがれき類とを分けて搬入するよう要請し、適正に処理することができない業者にあつては、石綿含有産業廃棄物の受け入れを断ること。

2 がれき類の現物の受入時

処理受託時に石綿含有建材が含まれていないことを確認した場合であっても、搬入されるがれき類を受入れる際には石綿含有産業廃棄物が混入していないことを確認する。

石綿含有産業廃棄物が混入している場合（そのおそれがある場合を含む。）においては、直ちに受入れを中止し、排出事業者に引取らせるなど適切に対応すること。

### 3 破碎中又は破碎後の確認

がれき類の現物の受入時に石綿含有廃棄物が含まれていないことを確認した場合であっても、破碎前のがれき類や破碎後の再生骨材に石綿含有産業廃棄物が混入していないか、定期的に目視により確認する。

石綿含有産業廃棄物が混入している場合（そのおそれがある場合を含む。）においては、直ちに破碎を中止し、又は撤去するなど適切に対応すること。

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県 環境部

資源循環推進課 監視指導担当

課長 丸山 良雄 担当 中沢 清一

電話 026(235)7203

FAX 026(235)7259